

○御浜町空き家バンク制度要綱

平成 27 年 9 月 30 日要綱第 35 号
改正

平成 28 年 7 月 1 日要綱第 25 号

平成 30 年 8 月 13 日要綱第 18 号

御浜町空き家バンク制度要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、御浜町における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近い将来居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、所有者等が事業として賃貸、分譲等の用途に供する建物又は土地を除く。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (4) 町内宅建業団体 町内の状況に精通した宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者からなる町内の団体

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家の売却、又は賃貸を希望し、空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者は、当該空き家について、第7条の規定により協定を締結した町内宅建業団体が選任した宅地建物取引業者（以下「担当宅建業者」という。）を介さずに個人的な売買又は賃貸等を行わないことを承諾の上、「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、不動産の売買契約及び賃貸借契約における契約当事者の権利を保護するため、担当宅建業者に当該空き家の契約上の重要事項等について調査を依頼し、その申込み内容及び調査結果等を確認の上、適切であると認めたときは、当該申込み内容及び調査結果等に基づき、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンク登録台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の要件を満たしていない場合
- (2) 当該空き家の老朽化が著しい場合
- (3) 当該空き家の所有者が、第2条第2項の要件を満たしていない場合
- (4) 当該空き家の所有者が、当該空き家にかかる固定資産税を滞納している場合
- (5) 当該空き家の所有者が、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (6) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めた場合

3 町長は、必要に応じて当該空き家の空き家バンクへの登録の適否について調査することができる。

4 当該申込者（以下「登録者」という。）は、前項の調査に協力するものとする。

5 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了通知書（様式第2号）により登録者及び担当宅建業者に通知するもの

とする。

- 6 町長は、第2項の規定により登録した台帳の情報について、登録者の住所、氏名、権利関係、電話番号等の個人情報を除き、御浜町ホームページ等に掲載し周知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第5項の規定による登録完了通知書の通知を受けた登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届書(様式第3号)により、担当宅建業者を経由の上、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の届書を受理した時は、その変更内容等を確認の上、適切であると認めるときは、前条第6項の掲載内容を更新し、その旨を担当宅建業者に連絡するものとする。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は「空き家バンク」取消願書(様式第4号)の届出があったときは、当該空き家バンク登録台帳から削除するものとする。

- 2 町長は、空き家バンク登録台帳へ登録された日から1年を経過した空き家を当該空き家バンク登録台帳から削除することができるものとする。
- 3 町長は、前二項の規定により空き家バンク登録台帳から削除した場合は、「空き家バンク」取消通知書(様式第5号)により当該登録者及び担当宅建業者に通知するとともに、速やかに第4条第6項の当該空き家にかかる掲載を抹消するものとする。

(空き家バンクの運営等)

第7条 町長は、空き家バンクへの登録、空き家バンク登録台帳に登録された空き家の見学、管理及び交渉等が適正かつ円滑に行われるよう、町内宅建業団体の一つに対して、空き家バンクの運営にかかる次の事項に関して協定の締結を求め、空き家バンクの促進を図るものとする。

- (1) 担当宅建業者の選任

(2) 空き家の契約上の重要事項等の調査等

(3) 空き家の媒介等（存在状況の把握、見学対応等の管理含む。）

(個人情報保護)

第8条 空き家バンク運用に関する個人情報の取扱いについては、御浜町個人情報保護条例（平成15年御浜町条例第8号）の定めるところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年7月1日要綱第25号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年8月13日要綱第18号）

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の御浜町空き家バンク事業実施要綱の規定により空き家バンク登録台帳に登録されているものについては、なお従前の例による。